

釧路市強靱化計画

(国土強靱化地域計画)

災害に強く

しなやかな地域社会を目指して

～たたき台～

(平成 29 年 8 月現在)

釧 路 市

1. 釧路市強靱化計画策定の趣旨、位置づけ
 - (1) 策定の背景
 - (2) 釧路市強靱化計画の策定趣旨
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 地域防災計画との役割分担
 - (5) 計画期間

2. 釧路市強靱化計画の基本的考え方
 - (1) 釧路市の概況と災害の歴史
 - ① 地勢
 - ② 災害の歴史（地域防災計画等より）
 - (2) 釧路市強靱化計画の基本目標

3. 脆弱性の現状分析・課題の検討（脆弱性評価）
 - (1) 脆弱性評価の考え方
 - (2) 脆弱性評価において想定するリスク
 - (3) リスクシナリオの設定
 - (4) 脆弱性評価

4. 施策プログラムおよび推進事業
 - (1) 脆弱性評価を踏まえた施策プログラム及び推進事業
 - (2) 施策の推進および重点化

5. 計画の管理について

1. 釧路市強靱化計画策定の趣旨、位置づけ

(1) 策定の背景

国では2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を生かし、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等の備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」)を公布・施行しました。また、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、いかなる災害が発生しようとも、「人命の保護が最大限に図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標として強靱な国づくりを進めているところです。

これを受けて北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定し、日本海沿岸・太平洋沖(根室沖)地震や火山噴火などの大規模自然災害リスクに対する強靱化を図るために、「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」ことを目標に北海道の強靱化を進めています。

(2) 釧路市強靱化計画の策定趣旨

本市は平成5年1月に発生した「釧路沖地震」、平成6年10月の「北海道東方沖地震」、平成15年9月の「十勝沖地震」および、平成23年3月の「東日本大震災」などの、地震被害、浸水被害などをはじめとした大規模自然災害を数多く経験しており、防災・減災に対する市民の意識も高く、これまでも安全で安心なまちづくりを進めてきました。

少子高齢化の進行による人口の減少、社会資本の老朽化など地域を取り巻く課題があるなかで、これまでの災害の経験を生かしつつ、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災や減災に対する取り組みを継続していく必要があります。

そこで、「釧路市まちづくり基本構想」で目指している「誰もが健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいを持って暮らし続けることができる」まちづくりを進めていくために、平時に有効活用され、非常時にも防災・減災の効果を発揮するという都市経営の視点を持ちながら、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことを目的とした国土強靱化地域計画『釧路市強靱化計画』を策定することにいたしました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画として策定いたします。国土強靱化地域計画とは、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる計画であり、国における国土強靱化基本計画と調和を保って作成するものとなります。

本市では、釧路市まちづくり基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靱化に係る他の個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置づけます。

また、北海道が策定した国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」に示されている施策プログラムや釧路・根室地域での主な施策の展開方向と整合を図ることにより、国や北海道と調和した計画といたします。

① 根拠法令

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

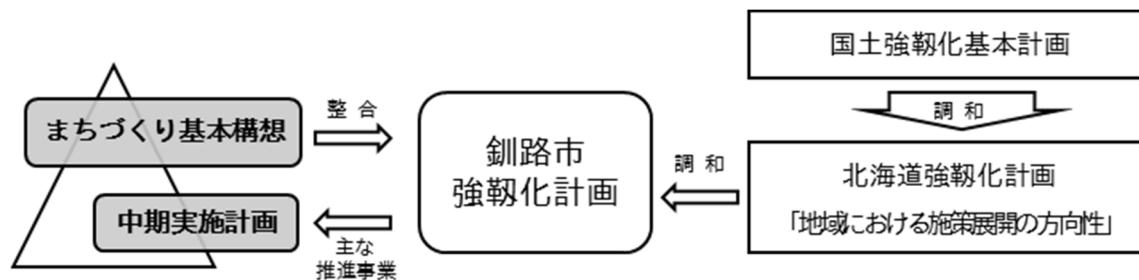
② 釧路市まちづくり基本構想における基本方針

まちづくり基本方針4 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化が進んだことなどにより、住民同士のつながりが薄れるなか、町内会による地域の支え合いや助け合いなど、一人ひとりが社会の中で相互につながっていることを意識できる環境づくりを進めます。

すべての市民が住み慣れた地域において健康で安全に安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの充実や防犯、交通安全対策の推進を図ります。また、本市は、地震や津波、大雨、大雪、火山噴火などの様々な自然災害が想定されている地域です。自力で避難することが難しい市民への配慮など、市民の生命や財産を守るための地域防災力のさらなる向上を図るとともに、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことで安全安心なまちづくりを目指します。

③ 国、北海道の強靱化計画および釧路市まちづくり基本構想と関係図



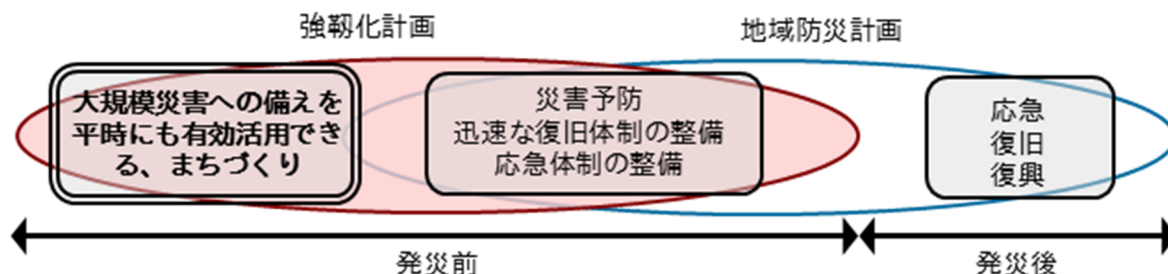
(4) 地域防災計画との役割分担

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、「防災」については基本的に地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめるものになります。一方で「国土強靱化」についてはリスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものになります。

本市では、「防災」として釧路市地域防災計画を策定し、地震災害、津波災害、風水害対策等の災害発生時や発災後の応急対策、復旧・復興対策を中心とした計画をたてていることから、災害対策という点で地域防災計画と相互に補完し、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靱化を目指していきます。

※ 地域防災計画との役割分担イメージ（札幌市強靱化計画より転載・一部改変）

釧路市強靱化計画		釧路市地域防災計画
自然災害全般	検討アプローチ	災害の種類ごと
発災前	対象フェーズ(段階)	発災時・発災後も含む
市で想定される様々な発災後のリスクに合わせた施策	施策の設定方法	—



(5) 計画期間

本市の強靱化実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は2018年（平成30年）から2022年（平成34年）までの5年間とします。

2. 釧路市強靱化計画の基本的考え方

- (1) 釧路市の概況と災害の歴史
現在調整中

(2) 釧路市強靱化計画の基本目標

本市は豊かな自然環境に恵まれている一方、大規模自然災害リスクも多く有しています。自然と共生を図りながら、そのリスクに事前に備えて対応していくことが重要です。

以下の考え方を踏まえ、3つの基本目標を定めます。

「ひがし北海道の拠点都市釧路」として、高速道路、鉄道、港湾及び空港などの陸海空の交通ネットワークを有するとともに、行政、商業・金融、医療・福祉、教育・文化など様々な都市機能が集積していることから、市民や釧路を訪れる人を大規模自然災害から守るとともに社会経済機能を保護します。

また、「北海道における釧路」として北海道強靱化計画により示されている釧路・根室地域の施策の展開方向とも調和を図り、釧路・根室管内だけでなく道内他市町村とも連携を図りながら北海道の強靱化に貢献します。加えて、国が想定する大規模災害に対し、首都圏から離れているという地理的特性とともに、豊かな自然環境がもたらす高い食料生産力や、港湾物流機能などを生かして迅速な復旧・復興に貢献するなど「日本全体における釧路」として国全体の強靱化に貢献します。

さらに、釧路市まちづくり基本構想で目指す「誰もが健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいを持って暮らし続けることができる」まちづくりを進めるために、平時に有効活用され、非常時にも防災・減災の効果を発揮するという都市経営の視点を持った強靱化を進め、防災分野のみならず、地域コミュニティや地域経済での「域内連関」の取り組みを進めながら、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築に取り組みます。

釧路市強靱化計画の基本目標

- ・ 大規模自然災害から市民の生命・財産及び社会経済機能を守る
- ・ ひがし北海道の拠点都市としての強みを生かし、国・北海道の強靱化に貢献
- ・ 「域内連関」の共有による、信頼でつながる地域社会の実現と地域経済の自立的発展

国土強靱化基本計画基本目標（平成26年8月）

- ・ 人命の保護が最大限図られる
- ・ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化
- ・ 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画基本目標（平成27年3月）

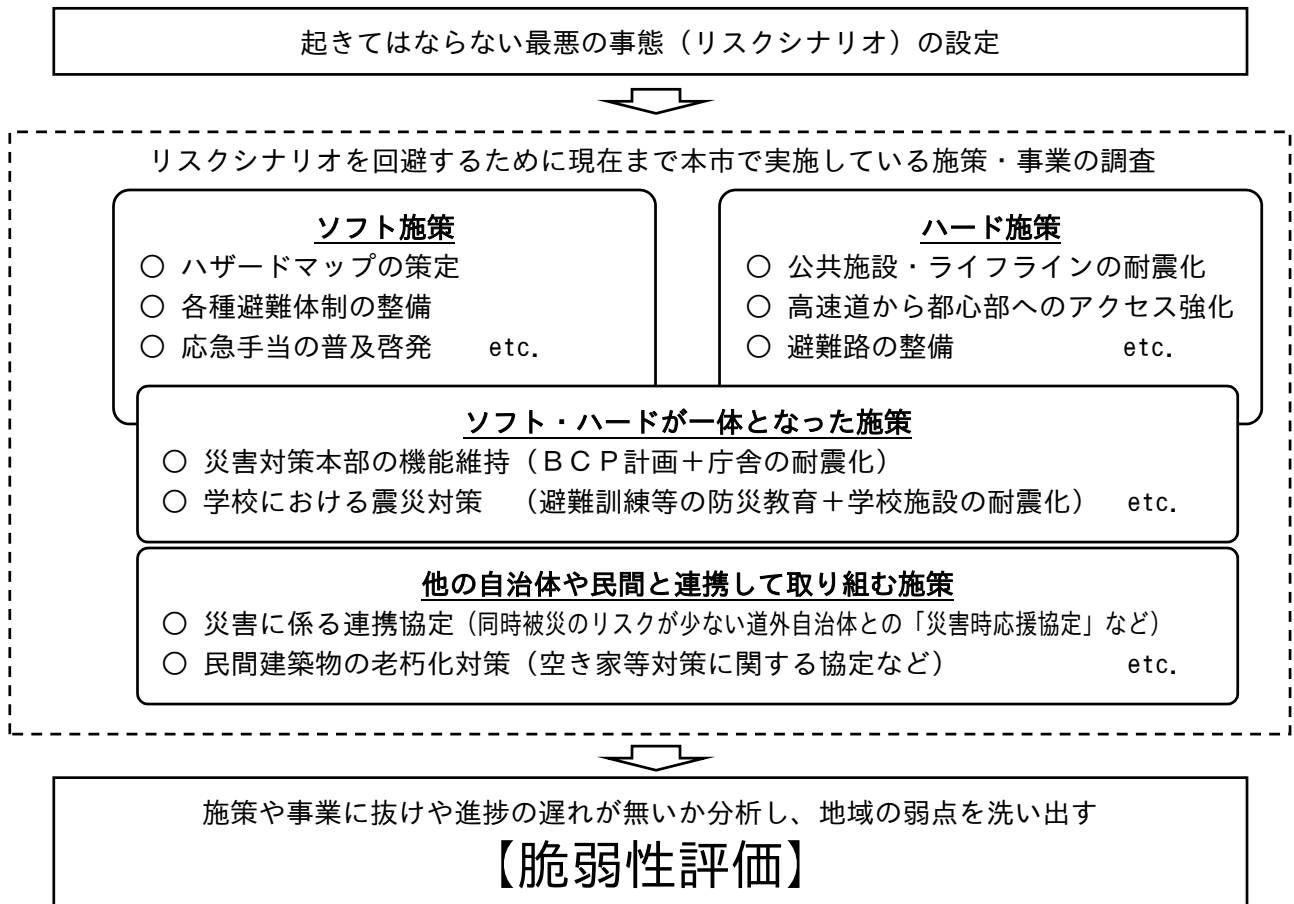
- ・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- ・ 北海道の持続的成長を促進する

3. 脆弱性の分析・評価、課題の検討（脆弱性評価）

（1）脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等の備えとなる地域の強靱化を進める上で、その前提となる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する地域の弱点を洗い出すプロセスおよび、その現状分析（以下、「脆弱性評価」という。）は国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していくうえで必要不可欠なものです。

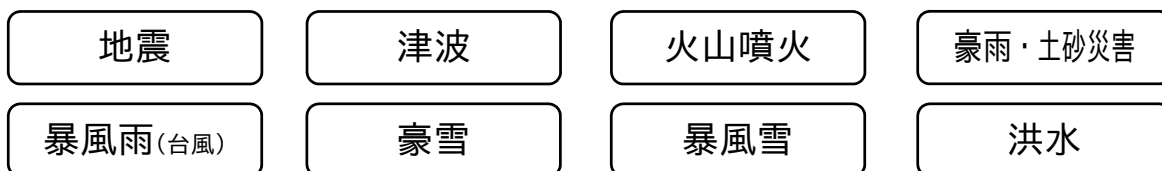
起きてはならない最悪の事態が発生する要因を想定したうえで、それを回避するために本市で実施している施策や事業について調査を行い、施策や事業に抜けや進捗の遅れが無いかが分析することで地域の弱点を洗い出すことが脆弱性評価となります。



(2) 脆弱性評価において想定するリスク

北海道強靱化計画と同様に、あらゆる大規模自然災害全般をリスクの対象とします。そのうえで、過去に本市で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

※ 本市で甚大な被害をもたらすと想定される自然災害



(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

北海道強靱化計画で設定されている7の категорияと21のリスクシナリオを元に、釧路の地域特性等を踏まえ、7の категорияと20のリスクシナリオを設定します。

カテゴリー【7】	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）【20】
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(4) 脆弱性評価

20のリスクシナリオごとにリスク回避に資する事業を抽出し、取組状況を集約したうえで、55項目の施策項目を設定し、項目ごとに事態の回避に向けた分析および課題の整理を行いました。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するための数値データや、各種計画・協定を参考指標として活用しています。

【凡例】 ○ 計画 ・ 協定 ➤ 現状値

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅の耐震化率は81.4%(平成27年度)、多数の者が利用する建築物の耐震化率は85.3%(平成27年度)と北海道平均よりも下回っているが、全国平均とほぼ同じ数値である。「釧路市耐震改修計画」での目標である耐震化率95%の達成にむけて、無料耐震診断や耐震改修補助金を実施していることから、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

○ 釧路市耐震改修促進計画 平成29年6月～

➤ 住宅の耐震化率 81.4%(平成27年度) ※ 国82%(H25)、北海道86.5%(H27)

➤ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 85.3%(平成27年度)

※ 国85%(H25)、北海道93%(H27)

(市営住宅の耐震化)

市営住宅の耐震化については耐震化率99.4%(平成28年度)であり、平成19年度に策定した「公営住宅ストック総合活用計画」および平成24年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき耐震改修工事を進めたことにより、平成29年度で全ての市営住宅の耐震化が完了となる。

○ 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成25年3月～

➤ 市営住宅の耐震化率 99.4%(平成28年度)

(公立小中学校の耐震化)

公立小中学校については、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備された施設が多く、老朽化が進んだことで安全面・機能面での改善を図る必要があったことから、釧路市立学校施設耐震化PFI事業により、計画的に耐震化が図られてきた。現在、耐震化未完了の阿寒湖小・中学校については新築更新する予定となっており、更新後に全ての公立小中学校の耐震化が完了となる。

➤ 公立小中学校の耐震化率 98.7%(平成28年度) ※ 北海道93%(H27)

（民間大規模建築物の耐震化）

民間の大規模建築物などについては、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正となり、新たに耐震診断が義務付けられたことから、国の支援制度等の周知など耐震化の取り組みを促進する必要がある。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

（公共建築物の老朽化対策）

人口減と人口構成の変化に伴い、将来にわたり現在の規模の公共施設等を維持し続けることが困難であることから、「釧路市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の施設の集約化、多機能化を進めるとともに各施設の「長寿命化計画」に基づき適切な維持管理を実施している。今後も財政状況等を勘案しながら各計画の基本的方向性に基づいた施設運用を進めていく必要がある。

- 釧路市公共施設等総合管理計画 平成27年9月～
- 釧路市公園施設長寿命化計画 平成25年10月～
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成25年3月～ <再掲>
- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月～
- 釧路市水道ビジョン 平成24年3月～
- 釧路市下水道ビジョン 平成24年3月～
- 釧路市消防本部基本計画 平成23年11月～

（民間建築物の老朽化対策）

近年増加する管理が不十分な老朽空家等の対策として「釧路市空家等対策計画」を策定し、適切な管理の重要性と管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く住民意識を醸成し、安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保する取り組みを進めている。管理が不十分な空家等の増加は、大規模災害時に家屋の倒壊による通行人への被害や、緊急避難路の閉そくを引き起こす可能性があることから、今後とも空家等の所有者に対し、適正管理および老朽化を防止する必要性について周知を図る必要がある。

- 釧路市空家等対策計画 平成29年2月～
 - ・ 空き家等対策に関する協定
(公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部、釧路司法書士会、釧路市建設事業協会、一般社団法人北海道建築士事務所協会釧路支部)
 - 民間住宅の空き家率(住宅土地統計調査より) 15.7%(平成25年度)
※ 国 13.1%(H25)、北海道 14.1%(H25)

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

（避難場所の指定・整備）

「釧路市地域防災計画」に基づき避難場所や避難施設が設定されているが、市民への周知を徹底するため、ハザードマップやホームページのほか、出前講座などを通じて認知度を高めていくとともに、今後、国や北海道により、津波の新たな浸水想定の見直しがなされた時には、避難場所・避難施設の見直しや整備を行う必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～
- 地震災害における広域避難場所数 124箇所(平成28年度)
- 地震災害における指定避難場所 180箇所(平成28年度)
- 土砂災害における一時避難先施設数 22箇所(平成28年度)

（福祉避難場所の指定）

避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者および、これらに準ずる方のために、市有施設のほか、市内の社会福祉施設との間で、福祉避難所の開設に係る協定を締結している。今後も社会福祉施設等の運営法人の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める必要がある。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

（緊急輸送道路等の整備）

緊急輸送道路や津波避難路は、地震直後から発生する緊急輸送や津波避難を円滑かつ確実に進めるために必要不可欠な道路であることから、関係機関と連携して整備に取り組む必要がある。また、市が管理している緊急輸送道路等の橋梁については、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型の修繕を行う必要がある。

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月～ <再掲>
- 市が管理している緊急輸送道路上の橋梁数 5橋(平成28年度)
- 市が管理している橋梁の点検率 100%(平成28年度)

（緊急輸送道路等の無電柱化）

地震発生時の電柱倒壊により道路の閉そくを防ぎ、緊急輸送を確実に実施するため、緊急輸送道路の無電柱化について、関係機関と検討を行う必要がある。

【1-1-5】地盤等の情報共有

（がけ崩れが発生する恐れのある区域の情報共有）

がけ崩れが発生するおそれのあると指定されている区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域）については、がけ崩れの発生に備え、避難場所や避難経路を示した土砂災害ハザードマップの整備を進めているが、引き続き、北海道などの関係機関と連携して土砂災害警戒区域等に新たに指定された地域の情報共有に努めるとともに、ハザードマップ等による市民に対する周知を図る必要がある。

- 土砂災害ハザードマップ作成箇所数 86箇所(平成28年度)

（大規模盛土造成地の情報提供）

近年、大地震等に伴う宅地の滑動崩落により多くの被害が発生している現状を踏まえ、国が進める大規模盛土造成地の滑動崩落対策について、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づく調査を検討するとともに、大規模盛土造成地の位置、規模及び危険性について情報を提供していく必要がある。

1. 人命の保護

【1-2】火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【1-2-1】警戒避難体制の整備

（雌阿寒岳火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

近隣市町村等で構成される雌阿寒岳火山防災協議会により、平成14年に策定された「雌阿寒岳火山防災計画」を平成29年5月に一部修正するとともに、「火山ハザードマップ」を作成するなど避難体制の整備が図られていることから、引き続き近隣市町村等と連携して避難体制強化のための取り組みを進めていく必要がある。

- 雌阿寒岳火山防災計画 平成14年9月～
- 火山（雌阿寒岳）ハザードマップ 平成24年8月～

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

土砂災害警戒区域および土砂災害警戒特別区域の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」を配布し、災害に適切に避難できる体制を整備するとともに、区域内から移転を行う方々に対して移転補助金を交付するなどの支援を進めている。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- 土砂災害ハザードマップ作成箇所数 86箇所(平成28年度) <再掲>
- 土砂災害における一時避難先施設数 22箇所(平成28年度) <再掲>

【1-2-2】砂防設備等の整備

（砂防設備等の整備）

土砂災害の恐れがある箇所については北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る必要がある。

1. 人命の保護

【1-3】大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【1-3-1】津波避難体制の整備

（津波避難計画の策定）

津波災害から住民の生命と身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的に「釧路市地域防災計画」および「釧路市津波避難計画」を策定していることから、津波避難施設の指定の状況や、国・北海道による津波浸水想定の見直しがなされた時には、適宜計画の改定を進める必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- 釧路市津波避難計画 平成25年8月～

（津波ハザードマップの作成）

津波ハザードマップについては、数十年ごとに発生すると想定される津波および、数千年に一回程度発生すると想定される最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成し、市内全戸に配布済みである。今後、国・北海道により新たな浸水想定の設定がなされた場合には、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備が必要となる。

- 津波ハザードマップ 津波警報 平成25年8月～
- 大津波（巨大）ハザードマップ 大津波警報 平成25年8月～
- 多言語版津波ハザードマップ 平成28年3月～

（津波避難施設の整備）

津波避難施設については、想定される津波到達時間までに避難対象地域のどこからでも避難できるよう1キロ圏内に配置を進めているが、一部、津波到達時間までに避難先に到達できない避難困難地域が残されていることから、避難困難地域においては、解消に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じた避難方法の検討が必要である。

- 大津波警報時における避難場所数 79箇所(平成28年度)
- 津波避難施設における収容可能人数 144,550人(平成28年度)

(津波避難ビルの指定)

大津波警報発表時、津波避難施設にたどりつけない避難者のための津波一時避難施設として津波避難ビルの指定を進めている。避難対象地域内における津波一時避難施設の確保のために、民間建物の活用や、公営住宅等を建設する時に津波一時避難施設の機能を併せ持たせるなど、平時の有効活用の視点を持った整備を促進する必要がある。

- 大津波警報時における津波避難ビル指定箇所数 24 箇所(平成 28 年度)

(津波避難路の整備)

釧路市地域防災計画に位置付けられた避難目標地点までの避難を円滑かつ確実に実施するため、同計画に位置付けられた津波避難路の整備を進めるとともに、津波避難路上の橋梁については、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕を行うとともに、耐震補強を行う必要がある。

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

(避難誘導に係る表示板等の設置)

避難誘導に寄与する各種標識、表示板等の設置については、津波避難施設に津波避難施設表示板を設置するとともに、海拔表示板を設置している。今後、釧路市津波避難計画等に基づき、避難場所の周知や津波避難施設の見直しに伴う表示板の設置等について計画的に進める必要がある。

- 緊急避難場所等表示板設置箇所数 102 箇所(平成 28 年度)
- 市で設置した海拔表示設置箇所数 225 箇所(平成 28 年度)

(避難行動要支援者の避難対策)

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会が支援組織となり、避難支援計画の作成、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り等、共助による地域防災体制の整備を進めていることから、町内会による支援組織体制の更なる充実が必要である。

【1-3-2】 海岸保全施設等の整備

(海岸保全施設等の整備)

護岸などの海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多いことから、施設の長寿命化を進めるとともに、波の浸食による海岸線の後退や段丘の崩壊の対策等、適切な維持管理や計画的な更新を行う必要がある。また、国や北海道などにより津波漂流物対策施設等の整備が進められていることから連携を図りながら対策を検討する必要がある。

1. 人命の保護

【1-4】異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

【1-4-1】洪水・内水ハザードマップの作成

（洪水・内水ハザードマップの作成）

洪水ハザードマップについては、平成27年11月に改正された水防法により浸水想定等を地域住民に周知することが義務付けたことから、北海道開発局の「釧路川水系洪水浸水想定区域図」に基づき「新釧路川洪水ハザードマップ」を作成済である。また、「内水ハザードマップ」については、数十年に一度程度と言われている平成25年9月の台風18号の被害状況に基づき作成している。現在、外国人向けの多言語化マップを作成予定であるが、今後、国・北海道の洪水・内水についての浸水想定が見直された時には、ハザードマップの修正および周知を行う必要がある。

- 新釧路川洪水ハザードマップ 平成29年3月～
- 釧路市内水ハザードマップ 平成29年3月～
- 多言語版洪水・内水ハザードマップ 平成29年9月～

【1-4-2】河川改修等の治水対策

（河川改修等の治水対策）

平成25年8月の連続した台風の豪雨では市内で冠水被害が発生したことから、内水被害を軽減するために地域ごとの状況を踏まえた雨水管の整備を進めている。今後も内水による冠水被害を未然に防ぐために雨水管の整備を着実に進めていく必要がある。また、本市の後背地にある釧路湿原は、釧路川流域の河川環境の一部であり、大雨の際に内水被害を低減させるという防災上からも重要な自然の保水機能がある。このことから、河川の治水対策については、国や北海道等と連携して河川改修を計画的に行うとともに釧路湿原の保全の取り組みについても関係機関と連携して進める必要がある。

- 雨水面積整備率 61.3%(平成27年度)
- 釧路市管理河川延長 316河川 1,143Km(平成28年度)
- 準用河川「星が浦川」の河川整備率 4.35%(平成28年度)

1. 人命の保護

【1-5】暴風雪および豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

【評価結果】

【1-5-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

（暴風雪時における道路管理体制）

市街地の主要幹線および交通の混雑する路線バス運行路線などを重点的に除雪するために除雪出動基準を定め、道路パトロールにより道路交通状況や降雪状況の確認を行うことで効果的な道路管理体制の整備を進めているが、暴風雪時の車の立往生などを防止するためにも、暴風雪時の外出についての注意喚起を行うとともに、本市公式ホームページやフェイスブックによる除雪状況の情報提供について更に取り組んでいく必要がある。

【1-5-2】除雪体制の確保

（除雪体制の確保）

緊急輸送道路や避難路については、国や北海道などの関係機関も含め優先的な除雪体制を確立しているが、一般道路については、除雪作業の遅滞が懸念されている。市道においては、安定した除雪体制を構築するため、市内を九つのブロックに分け効率的な除雪を進めているが、除雪車両の老朽化や除雪事業者確保について課題があることから、除雪車両の計画的修繕や老朽化した除雪機械の更新を適切に行うとともに、除雪事業者の確保について取り組む必要がある。

➤ 道路除雪延長数 1,129.6Km(平成28年度)

1. 人命の保護

【1-6】積雪寒冷を想定した避難体制の未整備による被害の拡大

【評価結果】

【1-6-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

（公共交通機関の運行停止時による帰宅困難者対策）

大規模災害時、公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者の発生に対し、駅やバスなどの交通ターミナルでの一時受け入れ態勢の整備や、避難場所への周知・誘導などの避難対策の検討が必要であるとともに、積雪・低温など冬期間の災害発生を想定した避難対策についても、あわせて検討を進める必要がある。

【1-6-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

避難施設における冬季防寒対策として毛布、ストーブ等の資機材の備蓄を進めているが、冬季防寒対策をさらに促進する必要がある。

➤ 毛布、ストーブ等の備蓄資機材の備蓄数(平成 28 年度)

移動式ストーブ 60 台

毛布 3,804 枚

アルミブランケット 4,832 個

1. 人命の保護

【1-7】情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

【1-7-1】関係機関の情報共有化

（災害時における情報連絡体制の確保）

大規模災害時、災害現場や関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、伝達が求められることから、防災行政無線、移動局無線機、衛星携帯電話等の計画的な更新が必要となる。

- 同報系防災行政無線の設置数 親局 1、中継局 2、子局 119 箇所(平成 28 年度)
- 災害対策用衛星携帯電話数 26 箇所(平成 28 年度)

（防災情報共有システムの運用）

国の緊急情報ネットワークシステムである E-m-N e t や、北海道防災情報共有システムにより、防災気象情報や避難情報など災害情報の情報共有を進めていることから、今後も一層の効果的な運用に向け、監視機器の増設等計画的な整備を推進する必要がある。

【1-7-2】住民等への情報伝達体制の強化

（住民等への情報伝達体制の強化）

大規模災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を定めるとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線をはじめ、FM コミュニティラジオ、防災メール、ホームページ、広報車などを通じて市民への情報を伝達している。また、転入者に配布している「釧路市くらしの便利帳」に各種ハザードマップを掲載するほか、外国人向けに各種防災マップの多言語化や、津波等の防災体験を実施するなど、情報伝達体制強化の取り組みを進めている。今後も、災害情報の伝達方法の多様化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む必要がある。

- 釧路市水防計画 平成 19 年 2 月～
- 釧路市津波避難計画 平成 25 年 8 月～ <再掲>
- 雌阿寒岳火山防災計画 平成 14 年 9 月～ <再掲>
 - ・ 「釧路市くらしの便利帳」の協働発行に関する協定
 - ・ 市民とともに進めるまちづくりに関する基本協定

【1-7-3】観光客、高齢者等の要配慮者対策

（外国人を含む観光客に対する情報伝達の強化）

災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、一時的な避難場所等を示す観光案内サインの多言語化が不十分であることから、多言語に対応した情報発信の強化や、情報収集手段確保として市内の観光施設等への公衆無線 LAN の整備を進める必要がある。

➤ 消防指令台多言語対応システム 導入済み(平成 28 年度)

（避難行動要支援者対策）

高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、災害時の初動対応および消防隊等への情報提供を行なうための現状調査を実施しているが、今後も迅速で円滑な支援が可能となるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成・活用等、所要の対策を推進する必要がある。

【1-7-4】地域防災活動、防災教育の推進

（地域防災活動の推進）

地域住民の地震や津波に対する防災意識の向上を図るため、町内会や民間企業等に対し出前講座を推進するほか、自主防災組織に防災学習や防災講演会を実施するなど、今後も一層の効果的な取り組みを進める必要がある。

➤ 自主防災組織数 71 組織(平成 28 年度) ※ 幼年消防組織を含む

（消防団の活動体制の強化）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との災害時情報共有体制の向上および大規模災害を想定した教育訓練の更なる充実が必要である。

➤ 消防団の団員充足数 87.4%(平成 28 年度)

（防災教育の推進）

学校による定期的な避難訓練の実施のほか、防災教育啓発資料の配付や体験型の防災教育などを通じ、学校関係者および児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進めているが、今後も各学校の立地場所など地域の実情に応じた実践的な避難訓練の実施や、関係機関との連携による防災体験学習などについて、より効果的な取り組みを行う必要がある

➤ 防災訓練等を実施する学校の割合 100%(平成 28 年度)

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-1】被災地での食糧・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

【評価結果】

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

（物資供給等に係る連携体制の整備）

物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道および道内市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結していることから連携や連絡体制の整備に努める必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- ・ 釧路市と締結している災害協定（別添資料編参照）

（地理的に離れた市町村間との災害時応援協定の締結）

大規模災害時により広範囲で甚大な被害を受けた場合に、近隣自治体からの応援が受けられない事態が想定されることから、同時被災のリスクが少ない道外自治体と「災害時応援協定」を締結し、災害時の連携を図ることが必要である。

- ・ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定
- ・ 大和市・釧路市災害時相互応援協定

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

（非常用物資の備蓄促進）

家庭や企業等においては、食糧、飲料水、最低限の生活物資および医薬品等を3日分備蓄することを推奨していることから、自発的な備蓄のための啓発活動に取り組むとともに、川や鉄道で分断されている市街地の状況や津波避難を考慮し、市内各所や津波避難施設に備蓄資機材および一定量の公的備蓄を確保するなど、非常用物資備蓄体制の計画的な整備が必要である。

- 備蓄資機材庫箇所数 14箇所(平成28年度)
- 備蓄配備の津波避難施設数 68箇所(平成28年度)
- 食糧・水の備蓄数(平成28年度)
 - クラッカー 8,680パック
 - カロリーメイト 29,160箱
 - アルファ米 18,800食
 - 500ml ペットボトル 20,280本
- 非常用飲料水袋備蓄数（袋／給水人口1,000人） 125.1袋(平成28年度)

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-2】 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

【2-2-1】 防災訓練等による救助・救急体制の強化

（防災訓練等の実施）

釧路市防災総合訓練により、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化するとともに、緊急消防援助隊合同訓練に参加し、防災技術の向上や他の消防機関との連携を強化するなど、様々な形態・規模の訓練を行っている。今後も総合訓練等で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

- 釧路市防災総合訓練 年1回開催
- 緊急消防援助隊数 11隊(平成28年度)

（消防職員の育成）

消防職員の人員構成若年化により、経験が浅い若年層が増えていることから、レスキュートレーニングや、救急副隊長研修、指導者育成研修等を行い、計画的に人材を育成する必要がある。

- レスキュートレーニング、救急副隊長研修、指導者育成研修 年6名(平成28年度)
- 救急救命士資格取得者数 69名(平成28年度)
- 救急救命士養成人数 年1名(平成28年度)

【2-2-2】 自衛隊体制の維持・拡充

（自衛隊体制の維持・拡充）

北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応に遅れが生じ、被害が拡大する懸念がある。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

（救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

大規模災害時に通信ネットワークを確保するための情報基盤の整備として、消防救急無線のデジタル化および通信指令台の更新を行うとともに、救急業務におけるICTを活用した医療機関との連携が進んでいる。今後は、更なる災害対応能力の維持・強化に向けて、消防および消防団の災害用資機材の増強、老朽化した車両や消火栓の更新など、計画的な整備を進める必要がある。また、災害救助時には、必要に応じて民間企業により結成している釧路市救助協力会より、消防が保有していない機械や技術の提供を受けていることから、引き続き協力体制の充実を図る必要がある。

- 釧路市消防本部車両更新計画(平成 29 年度)
 - ・ 災害発生時における無人航空機の運用に関する協定
 - 消防救急無線のデジタル化 100%(平成 25 年度)
 - 指令台通信ネットワーク等の整備 100%(平成 28 年度)
 - 消防団救助活動用資機材等の配備 2 個分団(平成 28 年度)

（応急手当の普及啓発）

大規模災害時には、負傷者が多数となり消防による救助・救急活動が遅れる可能性があることから、到着前に傷病者に対して適切な処置が実施できるよう、市民に対する応急手当の普及啓発を実施する必要がある。

- 応急手当講習会の受講者数 のべ 18,642 人(平成 27 年度)

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

（被災時の医療支援体制の強化）

被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するために医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協定を締結しているが、災害時医療に係る支援体制の強化のために、医療施設およびに行政関係者間での更なる連携が必要である。

- ・ 災害時における医薬品等の供給および救護活動に関する協定
- ・ 災害時の医療救護活動に関する協定
- ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

（地域中核災害拠点病院の体制強化）

地域災害拠点病院である市立釧路総合病院は、災害発生時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入が求められることから、新棟建設を含めた病院施設および医療機械の整備を進めるとともに、大規模災害時における自治体病院間との相互支援の協定を締結している。今後も災害拠点病院としての体制強化を図るために、医師をはじめとした医療従事者の確保ならびに災害医療研修の充実に努めるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の対応力の向上を図る必要がある。

- ・ 災害時等における病院間の相互支援に関する協定（函館市、名寄市、砂川市）

【2-3-2】災害時における福祉的支援

（災害時における福祉的支援）

災害に備えた地域防災体制づくりを進め、町内会等の関係機関との協定の締結や情報の共有化を図ることで、高齢者や障がい者などの要配慮者の安全の確保や、要配慮者のうち災害時の避難等に支援が必要な避難行動要支援者への支援拡充を図る必要がある。

【2-3-3】 防疫対策

（防疫対策）

災害発生時における外傷等に伴う感染症の発生、および避難所内における感染症の蔓延等を防止するため、平時からの感染症対策として定期的な予防接種を実施するとともに、関係機関と連携して空港・港湾における検疫体制の充実を図る必要がある。

➤ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率

1回目 94.0%、2回目 94.2%(平成28年度)

（応急トイレの整備）

大規模災害時における避難場所等のトイレ機能確保を図るために、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

➤ マンホールトイレ備蓄数 4基(平成28年度)

➤ 簡易トイレ備蓄数 253個(平成28年度)

➤ 災害用トイレ袋備蓄数 6,344枚(平成28年度)

3. 行政機能の確保

【3-1】市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

【3-1-1】行政の業務継続体制の整備

（行政施設の機能維持）

大規模自然災害時に行政機能を維持し速やかに応急対策および復旧対策を実施できる体制を構築するために、防災拠点施設として市役所防災庁舎を建設したほか、市庁舎等の行政施設の耐震化や自家発電設備、生活用水等の確保がなされている。

（業務継続体制の整備および災害対策本部機能の強化）

大規模自然災害の発生により市役所や職員が被災した場合においても、市民生活や社会経済活動に対する最低限の行政サービスを継続し、市民の生命、身体および財産の保護並びに市内の経済活動への影響を最小限に抑えることを目的に業務継続計画（BCP）を策定している。今後は災害時の対応力の向上のために業務継続計画における行動手順書の更なる整備に努めるとともに、訓練などを通じ、災害対策本部機能の実施体制の検証を行うなど、本部機能強化のための効果的なフォローアップを行う必要がある。

- 釧路市役所業務継続計画（釧路市役所BCP） 平成27年5月～
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部BCP） 平成28年3月～
- 釧路港湾BCP 平成26年3月～

（ICT部門における業務継続体制の整備）

平時に提供している行政サービスが大規模災害等により長期間停止した場合、市民生活や経済活動に大きな支障を生じることとなるが、今日において、行政システムの実施・継続には情報システムやネットワークの稼働が必要不可欠なものとなっている。そのため、重要業務システムやネットワーク等を早期復旧するために「釧路市ICT部門の業務継続計画」を策定するとともに、自家発電装置により72時間電力供給が可能な体制が整備されている。今後は、更なる業務継続体制構築のために、外部システム事業者との協力体制の充実を図るとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に再確認する必要がある。

- 釧路市ICT部門の業務継続計画 平成27年11月～

【3-1-2】 広域応援・受援体制の整備

（広域応援・受援体制の整備）

大規模災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うために受援体制の構築を図る必要がある。

- ・ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定
- ・ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定
- ・ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ・ 大和市・釧路市災害時相互応援協定 <再掲>
- ・ 道東六市防災協定
- ・ 北海道広域消防相互応援協定
- 緊急消防援助隊数 11 隊(平成 28 年度) <再掲>

【3-1-3】 北海道バックアップ拠点構想の推進

（北海道バックアップ拠点構想の推進）

北海道は、首都圏等との同時被災の可能性が少ない地域特性や優位性を十分に生かしながら、バックアップ拠点としての役割を発揮するために「北海道バックアップ拠点構想」を策定している。北海道バックアップ拠点構想内において、釧路・根室地域の拠点形成のあり方について示されていることから、施策の展開方向に沿った事業を推進していく必要がある。

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【評価結果】

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

（再生可能エネルギーの導入拡大）

市では、市有施設への太陽光パネルをはじめとした再生可能エネルギーを活用しており、国や北海道においても、再生可能エネルギーの導入拡大についての施策が進められている。再生可能エネルギーは、大規模災害により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとしての期待も高まっていることから、地域の特性を生かし、蓄電との組み合わせによる太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や北海道と連携を図りながら推進していく必要がある。

➤ 公立小中学校における太陽光パネル導入数 17校、165Kw(平成28年度)

【4-1-2】電力基盤等の整備

（電力基盤等の整備）

平時における電力基盤の安定供給を確保することが、大規模災害時の早期の復旧につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。

（省エネ・ピークカットの推進）

再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、低炭素社会実現に向けた環境にやさしいまちづくりを推進していくために、公共施設の省エネ対策や、民間への省エネ設備の導入補助を実施している。民間も含めた各種省エネやピークカットの取り組みを推進することは、電力事業者の供給負荷低減にも繋がることから、今後も継続して実施していく必要がある。

○ 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 平成23年度～

➤ 戸建住宅分CO₂排出削減量(1990年基準) ▲6,600トン(平成28年度)

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

（多様なエネルギー資源の活用）

地域資源である石炭の地元での活用は、多様なエネルギーの確保につながることから、石炭産業の安定・存続を関係機関に働きかけていくとともに、国内唯一の坑内掘り炭鉱技術の継承、クリーンコール技術等の開発、およびエネルギー資源の地産地消の取り組みを進める必要がある。

【4-1-4】石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策

（石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策）

大規模災害時において石油燃料等を安定確保することは、緊急車両や避難所等の運用に欠かせないことから、石油販売業者の団体等と災害時の供給協力に関する協定を締結しているほか、石油備蓄場所においては、釧路西港石油基地共同防災組織による油流出事故を想定した防災訓練が毎年実施されている。今後も災害時の石油燃料の安定確保のために、関係機関による防災対策に対する協力体制を構築していく必要がある。

- ・ 災害時における燃料等の供給協力に関する協定
- ・ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ・ 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定

4. ライフラインの確保

【4-2】食糧の安定供給の停滞

【評価結果】

【4-2-1】食料生産基盤の整備

（農業・水産業の担い手確保）

農業・水産業は、高齢化や後継者不足などの大きな課題を抱えており、担い手の減少は地域食材の供給減や食料自給率の低下に繋がることから、次世代の担い手育成や確保に対する支援を進める必要がある。

（農業・水産業の生産基盤の整備）

農業・水産業における生産者の経営安定化を図るために農業基盤整備や水産資源の増大のための漁場整備等に取り組んでいることから、今後も生産量増加のための基盤整備について支援を進める必要がある。

【4-2-2】地場製品の販路拡大

（地場製品の販路拡大）

大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や高付加価値化および販路開拓に対する支援を進めていく必要がある。

・北海道釧路市と株式会社イトーヨーカ堂との地産地消・地場製品販路拡大に係る連携
および協力に関する協定

【4-2-3】農水産物の産地備蓄の推進

（農水産物等の産地備蓄の推進）

農水産物等の産地備蓄の推進のために、民間団体が中心となって調査・研究等の取り組みが進められていることから、北海道とともに必要に応じて協力を図る必要がある。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

（災害時における生鮮食料品の供給体制の確保）

釧路市公設地方卸売市場では、災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、民間の新富士水産物地方卸売市場、釧路水産物地方卸売市場を含めた道内 27 都市、34 卸売市場連携による「道内卸売市場による災害時相互応援協定」を締結していることから、引き続き、卸売市場および業者間の相互応援体制の継続を図ることが必要である。

・道内卸売市場による災害時相互応援協定

4. ライフラインの確保

【4-3】上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

【4-3-1】水道施設等の防災対策

（水道事業の危機管理体制の整備）

水道事業は、健康で快適な市民生活はもとより、都市・産業活動機能を支える重要なライフラインであり、災害に強い信頼性の確立が求められている。大規模災害時の給水機能の確保として、耐震性貯水槽や緊急遮断弁等の設置による給水拠点の整備を図るとともに、危機管理体制の強化のため、発災後に低下した水道機能を速やかに復旧させることを目的に業務継続計画（BCP）を策定している。今後も応急給水・応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備に向けて更なる強化を図る必要がある。

- 釧路市水道ビジョン 平成24年3月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部BCP）平成28年3月～ <再掲>
 - ・ 日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定 <再掲>
 - ・ 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定 <再掲>
 - ・ 災害時における水道の応急対策に関する協定書 <再掲>
- 配水池における緊急遮断弁設置数 8箇所、9,140 m³（平成28年度）

（水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

大規模災害時においても水道水の安定供給を維持するために、老朽化した浄水場や水道管路の更新や耐震補強など水道施設の耐震化を進め、安定供給の基幹となる水道施設の安全性の向上を図る必要がある。併せて、工業用水の安定供給を維持するため、老朽化が進む工業用水道施設の更新や耐震化を計画的に進める必要がある。

- 耐震対策適合浄水施設能力 6.9%（平成28年度）
 - ※ 国 25.8%（H27）、北海道 19.0%（H27）
- 耐震対策適合配水池容量 67.5%（平成28年度）
 - ※ 国 51.5%（H27）、北海道 47.6%（H27）
- 水道管路の耐震化率 8.6%（平成28年度）
- 老朽管更新率（幹線管） 63.0%（平成28年度）

【4-3-2】 下水道施設等の防災対策

（下水道事業の危機管理体制の整備）

下水道施設は過去の地震災害で、地盤の液状化による管路やマンホールの浮き上がりや、下水終末処理場の破損などの大きな被害を受けている。大規模災害発生時において下水道施設が被災した場合には、市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、公共用水域への悪影響が懸念されることから、被災した下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）を策定しているが、今後も災害に強い下水道施設を整備するとともに災害時の危機管理を強化する必要がある。

- 釧路市下水道ビジョン 平成 24 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP）平成 28 年 3 月～ <再掲>
- 下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）簡易版 平成 28 年 3 月～

（下水道施設の耐震化）

災害時においても重要拠点施設の排水機能を確保するとともに、重要道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進める必要がある。

- 下水道施設耐震補強実施済箇所数 3 か所（平成 28 年度）
- 重要な幹線等の下水道管路の耐震化済延長 9.7Km（平成 28 年度）

（下水道施設の老朽化対策）

下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止し、安全で快適な市民生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要がある。

- 下水終末処理場の主要な設備機器の整備率 23.7%（平成 28 年度）
- 中継ポンプ場の主要な設備機器の整備率 30.2%（平成 28 年度）
- 下水道老朽管路調査延長数 45km（平成 28 年度）
- 下水道管路の更新済延長数 2.0Km（平成 28 年度）
- 公共下水道不明水調査率 10.5%（平成 28 年度）

（合併処理浄化槽の設置促進）

下水道整備計画区域外における生活排水等の処理については、平成 12 年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の使用者の合併処理浄化槽への設置換えが努力義務になったことを受けて、合併処理浄化槽の設置補助を実施している。大規模災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を一層推進する必要がある。

- 釧路市生活排水処理基本計画 平成 21 年 8 月～ ※平成 26 年中間見直し
- 一般家庭における合併処理浄化槽の設置率 86.7%（平成 28 年度）

4. ライフラインの確保

【4-4】市外との基幹交通および地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

【4-4-1】交通ネットワークの整備

（高規格道路を軸とした交通ネットワークの整備）

北海道横断自動車道および釧路外環状道路などの高規格道路の整備が進むことにより、大規模災害時に物資供給、救難救急活動が迅速に進むことが見込まれることから、未整備区間の早期完成を関係機関に働きかけていく必要がある。

➤ 都市計画道路の整備率 80.3% (平成 27 年度)

（地域公共交通の整備）

人口減や自動車保有率の増加のために公共交通機関の利用者が減少しているが、大規模災害時における被災者の交通手段の確保のためには地域公共交通が必要不可欠である。そのため、平時より利用者ニーズを把握した適切な公共交通体制の構築や、市民生活の利便性向上に向けた地域特性を考慮した交通手段や路線の確保を行うことで、公共交通機関の利用率向上に取り組むことが必要である。

○ 釧路市地域公共交通網形成計画 平成 29 年 6 月～

【4-4-2】道路施設の防災対策等

（道路施設の防災対策）

橋梁、トンネル、道路付属物等の定期的な点検を実施し、各施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型の修繕を実施する必要がある。

○ 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

➤ 市道上の橋梁の点検率 100% (平成 28 年度) <再掲>

（地下埋設物の維持管理）

地下埋設物の劣化・損傷等の影響により路面下に発生した空洞が原因で引き起こされる路面の陥没は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、地下埋設物の適切な維持管理を進めるとともに、舗装路面の下に発生する空洞対策についてもあわせて検討を行う必要がある。

➤ 下水道老朽管路調査延長数 45km (平成 28 年度) <再掲>

【4-4-3】 港湾の機能強化

（港湾の機能強化）

釧路港は、大規模災害時における緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うことから、災害時の物資輸送等の機能を確保するために耐震強化岸壁の整備を行うなど、港湾施設の機能強化に取り組んでいる。今後も、大規模災害時の輸送拠点としての機能を維持するために、港湾の耐震化、老朽化対策等の機能低下を防ぐ対策について関係機関と連携して取り組む必要がある。

（港湾における業務継続体制の整備）

地震・津波などの大規模自然災害が発生した場合に、港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、釧路港を利用する関係機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持および早期復旧を図ることを目的に「釧路港港湾BCP」を策定している。また、国の「北海道太平洋側港湾BCP」に基づき大規模災害時の港湾間の相互応援体制の整備も図られている。今後は業務継続体制の実効性を高めるために、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを図ることが必要である。

- 釧路港港湾BCP 平成26年3月～ <再掲>
 - ・ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定<再掲>
 - ・ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定 <再掲>

【4-4-4】 空港の機能強化

（釧路空港の機能強化）

釧路空港は丘陵地にあり津波の直接的な被害を受けにくいことから、災害時の人員・物資などの輸送拠点として重要である。そのため、防災機能を含めた空港機能の向上について関係機関と連携を進めていく必要がある。

（航空ネットワークの維持・拡充）

釧路空港は航空輸送網の拠点となる空港であり、人員や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであることから、国際・国内・道内の各航空路線の維持拡充を図る必要がある。

【4-4-5】 鉄道の機能維持・強化

（鉄道網の維持確保）

釧路駅は釧路・根室管内と十勝圏、札幌圏およびオホーツク圏を結ぶ重要なターミナルであり、鉄道網によって平時の暮らしや地域の産業・経済の物流が支えられている。また、大規模災害発生時の支援物資等の輸送にも鉄道機能は欠くことが出来ないものであることから、沿線自治体等関係者と連携して鉄道網の維持確保に取り組むことが必要である。

5. 経済活動の機能維持

【5-1】 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の中止

【評価結果】

【5-1-1】 リスク分散を重視した企業立地等の促進

（企業誘致の推進）

冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった地理的優位性を生かし、テレワークやサテライトオフィスなどの新たな形態を含めた企業誘致に取り組んでおり、引き続き、サプライチェーンの多重化・分散化のための生産拠点の移転、立地に向けた支援の実施とともに企業誘致を促進する必要がある。

➤ 誘致施策を活用した企業数 7社（平成28年度）

【5-1-2】 企業の業務継続体制の強化

（企業における業務継続体制の強化）

大規模災害時に長期間にわたって企業活動の停滞が起きる事態を避けるために、事前にリスクを分析し対策を定める包括的行動計画である業務継続計画（BCP）の策定に向けた対応が必要となるため、経済団体と連携し普及啓発活動を進めているところであるが、策定している企業数は少なく、今後とも継続して普及啓発活動を進めていく必要がある。

➤ 企業の業務継続計画策定数 15社/56社（平成28年企業アンケート回答より）

【5-1-3】 被災企業等への金融支援

（被災企業等への金融支援）

大規模災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧および経営の安定化を図るため、低利率の釧路市融資制度の資金のあっせんを行うなどの災害時金融支援策を確保しており、引き続き被災企業に対する金融支援のセーフティネットを確保していく必要がある。

5. 経済活動の機能維持

【5-2】市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

【5-2-1】海路における物流拠点の機能強化

（海路における物流拠点の機能強化）

釧路港は、わが国有数の食料供給基地であるひがし北海道の物流の拠点であり、穀物の国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されるほか、北極海航路に向けた機能整備を検討するなど物流拠点としての機能強化に取り組んでいる。平時における物流機能の強化は、大規模災害時における経済活動確保のための物流拠点としての機能確保につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。

【5-2-2】陸路における物流拠点の機能強化

（陸路における物流拠点の機能強化）

陸路における物流拠点である釧路市公設地方卸売市場については、被災した場合の代替機能の確保が困難であることから、耐震化などの災害対策が進められている。今後も引き続き、物流拠点として機能の強化を進めるとともに、災害時においても円滑な物資輸送を図る体制を構築する必要がある。

6. 二次災害の抑制

【6-1】農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

【6-1-1】森林、湿原の保全管理

（森林の整備・保全）

本市は森林面積約 10 万 ha と道内の市で 1 位の面積を有しており、大規模災害を起因とする森林の荒廃は国土強靱化に大きな影響を与えることとなる。このため、林業の担い手の確保や育成を支援するとともに、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止を図る取り組みを継続して進める必要がある。

➤ 森林経営計画書に基づく間伐・造林面積

間伐：594.67ha、造林：177.93ha(平成 28 年度)

（釧路湿原の保全）

釧路湿原は、野生生物の重要な生息地であるほか、釧路川の水質浄化機能や大雨の際に河川の水の一部を一時的に貯留する遊水機能など、住民の生活環境の保全にも重要な役割を担っている。釧路湿原の再生や保全の取り組みは、国や道を含めた関係機関の連携により実施されていることから、災害予防や生活環境の保全との関係性を含めた啓発・周知が必要である。

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

（農業用水道の保全管理）

農業用水道については、昭和 62 年から平成 2 年にかけて建設が集中しており、今後老朽化が進むことから、安定的な水の供給のために老朽化対策および計画的な設備の更新を図る必要がある。

➤ 農業用水道総延長 82.21km(平成 28 年度)

7. 迅速な復旧・復興等

【7-1】災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

（災害廃棄物処理計画の策定）

大規模災害時からの復旧、復興をするためには、迅速な災害廃棄物の処理が必要なことから、国が示す「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

（廃棄物処理施設の整備）

災害発生時に円滑な廃棄物処理が滞ることのないように、処分場等の廃棄物処理施設の計画的な整備を推進する必要がある。

【7-1-2】地籍調査の実施

（地籍調査の実施）

災害発生後の迅速な復旧・復興を図るためには、土地境界の把握が必要であり、人口集中地区における官民境界の地籍調査や地図整備等について国や北海道と連携を図る必要がある。

7. 迅速な復旧・復興等

【7-2】復旧・復興等を担う人材の絶対的な不足

【評価結果】

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

（建設業者の技術力向上）

地域において必要となる社会インフラを適切に維持していくとともに、大規模災害時の復旧・復興を迅速に進めていくためには、市の職員の技術力向上とともに、重要な担い手である建設業者の技術力向上が必要不可欠であるため、その両者が役割を十分に発揮できるように、保全技術の向上を図る研修を官民連携して推進する必要がある。

・ 災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定

（建設業の担い手確保）

建設業を含めた人手不足業種の担い手確保に向けて、若年求職者および若年在職者に対し、就労促進および人材定着を図るための取り組みが進められている。減少する建設業就業者および技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であることから、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【7-2-2】行政職員の活用促進

（技術職員による応援体制）

「釧路市地域防災計画」および「災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道および道内市町村の職員派遣による相互応援体制は確立されている。

○ 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>

・ 災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定

4. 施策プログラムおよび推進事業

(1) 脆弱性評価を踏まえた施策プログラム及び推進事業

(2) 施策の推進および重点化

5. 計画の管理について